

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○塚田委員長 これより財務金融委員会安全保障委員会連合審査を開会いたします。

先例によりまして、私が委員長の職務を行います。

内閣提出、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案を議題といたします。

本案の趣旨の説明につきましては、これを省略し、お手元に配付の資料をもって説明に代えさせていただきますので、御了承願います。

これより質疑を行います。
 質疑の申出がありますので、順次これを許します。階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。
 本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

最初に、外務大臣にお尋ねします。
 G7の外相会合、お疲れさまでした。この会合では、中国をめぐる、様々な議論が行われたと思

中国の国債を各国が保有することや、各国の国債を中国が保有することに関し、安全保障上のメリットやデメリットについて私は考える必要があると思っておりますが、そうした議論はあったのかどうか、まず事実確認をお願いします。

○林国務大臣 G7外相会合におけます議論の詳細につきましては、外交上のやり取りでございますが、お答えを差し控えていただきたいと思います。中国と率直な対話を行って懸念を直接伝える重要性また、グローバルな課題や共通の関心分野では中国と協力する必要性、こうしたものを確認したところでございます。

その上で、G7として、中国に国際社会の責任あるメンバーとして行動するよう呼びかけるとともに、対話を通じて中国と建設的かつ安定的な関係を築く用意がある、このことを確認したところでございます。

○階委員 そうすると、国債保有に関する議論というのはなかったということでしょうか。

○林国務大臣 これは、先ほどちょっと申し上げましたけれども、議論の詳細につきましては、外交上のやり取りであるので控えていただきましたか。

○階委員 では、その点については触れませんが、私も、一般論としてお尋ねしたいんですが、私が思うに、資金運用の観点からすれば、昨年の主要国の国債のパフォーマンスが軒並み悪化する中で、中国は年間二・七%というリターンがあった

そうです。貯蓄から投資へということを推進するのであれば、それで、それによって国力を高めるというのであれば、中国国債への投資は増やすべきかもしれません。ただし、日本の機関投資家が中国国債を買えば買うほど、中国政府は資金調達しやすくなると、軍事力も増強しやすくなるというジレンマがあると思っております。

一方、日本の方も、最近では貿易収支やサービス収支が悪化する中で、中長期的に見れば、経常収支もどんどん悪化してくるかもしれない。そうすると、今のような借金頼みの財政を続けていけば、中国マネーによって日本国債が買入れられる可能性も高まり、国家財政の生殺与奪の権を握られかねない、こういう問題もあると思えます。

外務大臣として、こうした安全保障上のメリットやデメリットについてどう考えるのか、そしてまた、今の点を踏まえた上で、中国との関係で、国債の取引について私は政府として戦略的に取り組む必要があると思っておりますが、この点についてどう考えるのか、二点お答えください。

○林国務大臣 一般論として、経済財政の基盤、これを平時から維持強化していくことは、国家安全保障の観点からも重要でございます。昨年十月に公表いたしました国家安全保障戦略においても、我が国の経済は海外依存度が高いことから、有事の際の資源や防衛装備品等の確保に伴う財政需要の大幅な拡大に対応するためには、国際的な市場の信認を維持し、必要な資金を調達する財政余力が極めて重要、こういう記載があるところでございます。

中国を含む海外投資家による日本国債の保有については、こうした観点も踏まえつつ、まさに今、ジレンマ的な状況については、委員からお話があったとおりでございますが、やはり財政や為替の安定を含めて、日本の国益に合致するということを確保していくということが重要だと考えております。

一方、中国でございますが、軍事動向について申し上げますと、国防費を継続的に高い水準で増加をさせておりまして、十分な透明性を欠いたまま軍事力を広範かつ急速に増強させております。

こうした動向は我が国と国際社会の深刻な懸念事項でございます。我が国及び国際社会の平和と安定を確保して、法の支配に基づく国際秩序を強化していく上で、これまでにない最大の戦略的挑戦である。これは先ほどの国家安全保障戦略にも記させていただいたところでございますが、我が国の総合的国力と同盟国、同志国との連携によって、いろいろな意味で対応していかなければならないと思っております。

○階委員 では、一般論でなくて、具体的な話に移っていきたくんですが、私の問題意識としては、少なくとも公的資金については、中国国債を導入するかどうかについて統一的な方針があるべきだと考えています。

先日、この関係で役所の方に伺ったところ、令和三年度末の時点では、公的年金の運用機関のうち、GPIFと地方公務員共済は中国国債を除いたWGBIというインデックスを指標として投資している。私学事業団というところは、中国国債

を含むBGAというインデックスを指標として投資している。

そういう中で、国家公務員共済はWGBIという、先ほど申し上げたインデックスの中で、中国国債を含んでいる方のインデックスを選んで投資しているということだそう。ちなみに、その金額は、令和三年度末では百八十五億円、それ以外の、インデックス以外のアクティブ運用を含めると二百億円というふうになっていきます。

そこで質問ですが、令和四年度末、直近の時点では国家公務員共済の中国国債への投資残高はどの程度になっているのか。あわせて、年金運用資産の原資となる保険料のうち、自衛隊員を含む防衛省関係の占める割合はどの程度になっているのか。財務大臣にお願いします。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

令和四年度末時点におけます国家公務員共済の年金運用資産のうち、御指摘の中国国債の残高につきましては、現在、管理運用主体でございます国家公務員共済組合連合会において集計中でございます。例年七月頃に公表されるということに承知をさせていただきます。

続きまして……（階委員「ちょっと待って、そこがいい」と呼ぶ）はい。

○階委員 何で通告しているのに答えられないんですか。こんなもの、普通の機関投資家だったら答えられますよ。私も銀行でファンドマネジャーをやっていたんですよ。私は株の方でしたけれども、毎日毎日、時価がどうなっているかとか、ポートフォリオがどうなっているとか、調べているんで

すよ。そんないいかげんな答弁、通告しているんだから、許しませんよ。正確に答えてください。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

申し訳ございません。我々も国家公務員共済組合連合会に確認をいたしたわけでございますけれども、外国債券であれば、委託先全体では数千規模の銘柄数となります。そうしたデータを委託先から取り寄せて、精査した上で発行体ごとに名寄せ集計することはなかなか容易な作業ではございません。今回、間に合わなかった点をお許しただければと思います。（階委員「おかしい、通告していますから。ちょっと止めてください」と呼ぶ）

○塚田委員長 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○塚田委員長 速記を起してください。

階委員の御質問につきましては、理事会で協議をして、対応を進めたいと思いますので……（階委員「いや、ちょっと待ってください。止めてください」と呼ぶ）

速記を止めてください。

〔速記中止〕

○塚田委員長 速記を起してください。

階委員のお申出につきましては、次回の理事会で対応するべく、鋭意努力をいたします。階委員。

○階委員 いや、こんなことで止まるとは思わなかったんですけども。昨日の朝一で通告している、インデックスの部分について、もうこれは、インデックスだから大体分かるわけですよ、どれ

ぐらい配分されているか。そんなことも出てこないというのをおかしいですよ。一円単位で正確なものを出せとまでは言いませんけれども、ほぼ正確なものを出せるはずですよ。

それと、アクティブの方はちよつと時間がかかるかもしれませんが、ほとんどインデックスの投資なはずだから、そつちはもう、ほぼ正確に出せるはずですよ。それは出してください。

では、理事会に出すように改めてお願い申し上げます。

それで、私ともう一つ問題だと思っているのは、公的資金のうちで、国家公務員共済というのは、何と、自衛隊の隊員の皆さんがお給料から払っている年金の掛金、これが投資されているわけですよ。

大体、この年金資金のうち、何割ぐらいが自衛隊、防衛省関係のものでしょうか。比率をお答えください。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

年金運用資産の原資となります保険料につきましては、令和三年度の国家公務員共済全体分の厚生年金保険料収入のうち、自衛隊員を含める防衛省関係の占める割合は約二二・七%となっております。

○階委員 ファンドの五分の一ぐらいの金額ですよ。私が聞いたところ、このファンドの全体規模は、令和三年度末で八・三兆円と聞いていますから、その二割ぐらい、二兆円弱ですか、それぐらいが防衛省関係で、そのうちの何がしかが中国国債を買っている。

さつきも、冒頭、外務大臣とのやり取りで申し上げたとおり、中国が国債で調達する資金は軍事力の増強に使われる可能性があるわけですよ。これを勘案すれば、防衛省関係の年金資金が中国国債の投資に向かっているというのはおかしなことだと思いませんか、これほど中国の脅威で防衛力を増強しなくちゃいけないと言っているときに。防衛大臣、どうなんですか。お答えください。

○浜田国務大臣 防衛省・自衛隊に勤務する自衛隊員の年金資金については、国家公務員共済組合連合会に納めております。

将来の年金財源を確保するために、他の国家公務員の年金資金と併せて当該連合会において運用されているものと承知をしております。

当該運用方法については、防衛省の所管外であることから、お答えする立場にないことを御理解をいただきたいと思います。

○階委員 確かに、国家公務員共済は財務省ですよ。ただ、そこに流れているお金は防衛省じゃないですか。二割強流れているわけですよ。関心を持つべきでしょう。

このままでいいとお考えですか、防衛大臣。個人的な見解で結構ですので、お答えください。

○浜田国務大臣 我々も細かくこの運用の流れを承知しているわけではありませぬので、今日御指摘いただいたことも含め、また対応を考えたいと思います。

○階委員 よろしくお願ひします。

次の質問に移ります。
今日お配りしている資料の一ページ目ですけれ

ども、総理の答弁を引用したものです。憲法九条の下で認められる自衛の措置ということで、真ん中あたりに、急迫不正の事態に対処しということが書かれております。

急迫不正の事態とありますが、刑法の正当防衛では、急迫不正の侵害という言葉、要件がありません。この急迫という言葉の意味なんです、刑法の解説などを見ますと、急迫というのは侵害が終わった後は含まないというふうに書いているわけですね。

ということ、仮に、攻撃がされました、でも、これが一回限りで、続く気配がなかったというよいうなことであれば、報復手段として反撃能力を行使することはできないということになるんだと思うんですが、この点について防衛大臣に伺います。反撃能力を相手国への報復手段として用いることは可能なかどうか、お答えください。

○浜田国務大臣 反撃能力については、攻撃を厳格に軍事目標に対するものに限定するといった国際法の遵守を当然の前提とした上で、弾道ミサイル等による攻撃を防ぐため他に手段がなくやむを得ない必要最小限度の措置として行使するものであります。

このように、反撃能力は、我が国の国民の命と平和な暮らしを守り抜くため必要最小限の自衛の措置であり、この旨は国家安全保障戦略等にもしっかりと明記をしているところであります。

したがって、報復を行うためのものではありません。

○階委員 私もそのように理解しました。報復を

行うためのものではないということです。

ところで、先般、十三日でしたか、北朝鮮のミサイルが消失してしまったという案件がありました。もしあれが見失ったまま北海道のどこかに落ちて被害を被ったという場合に、ああいうものは多分、続けざまに撃ってくる、北海道に撃ってくるかどうかというのは、多分そういうことではない、一回こっきりのものかもしれないということ、報復措置はできないということになりますと、結局、撃たれっ放しという話になってしまうわけです。だからこそ、着弾する前にしっかりと迎撃しなくちゃいけないというふうに思うんですね。

ところが、この間、昨日の財務金融委員会でも副大臣から答弁がありましたけれども、防衛省の説明は、破壊措置命令を出したかどうかすら答えないという、私としては納得いかないものでした。改めて大臣にも伺いますが、自衛隊法に基づく破壊措置命令、これは自衛隊法の八十二条の三というところ、一項と三項、二つケースがありますけれども、いずれかのケースに基づいて破壊措置命令を発令したのかどうか、お答えいただけますか。

○浜田国務大臣 破壊措置命令の命令の有無については、いろいろこれは明らかにすることによって、弾道ミサイルの発射の兆候等に関する我が国の情報収集、分析能力等が、自衛隊の具体的な体制の推察につながることから、従来から基本的にお答えはしております。

いずれにせよ、自衛隊として、我が国への弾道ミサイルが実際に飛来するおそれが認められる場

合には、迎撃を含む必要な措置を行うことは当然のことでありまして、こうした考え方の下で、平素から破壊措置命令の要否を適切に判断するとともに、十三日においても必要な体制を構築していたところでありまして。

一方で、十三日の発射においては、監視等を継続した結果、我が国に飛来するものの探知はなく、イーجز艦やPAC3といった迎撃アセットの火器管制レーダーでそうしたものを捕捉することもなかったため、迎撃には至らなかったところでもあります。

○階委員 まさに、Jアラートが発令されて、我が国に飛来するおそれという八十二条の三第一項の文言に合致する状況があったわけですよ。こういうケースであれば、我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があるというふうに、八十二条の三第一項の次の要件も満たすというふうに考えて、これは、防衛大臣としては、総理の承認を得て、破壊措置命令を当然発しなくちゃいけない、これは法律上の帰結だと思います。そうではないんですか。

○浜田国務大臣 繰り返しになりますけれども、破壊措置命令の有無については基本的にお答えをしております。出有無等に確かに関係するかもしれませんが、命令の発せるところでもございますし、当然のごとく、委員御指摘のように、国民の皆さんに安心いただくために情報を発信していくことも重要であると考えます。

このため、これまでも、例えば、北朝鮮が弾道ミサイルの打ち上げの予定期間や危険区域を公表した場合のように、我が方の体制などを公表したとしても特段の支障が生じるものではないと考えられる場合には、国民の皆様が安心していただくの観点から、命令の発出を公表をしております。

委員御指摘のような情報開示の重要性を十二分に踏まえつつ、引き続き、個別具体的な状況に応じて、適切に判断してまいりたいと思っております。

○階委員 今、過去に破壊措置命令を発したことを公表したケースについてお話がありましたけれども、こちらは八十二条の三のもう一つのケース、三項の方だったと思います。こちらの方は、ミサイルを撃たれる前に、あらかじめ自衛隊の部隊に對し命令をすることができ、期間を定めるものとするというふうになっていきますね、発令の期間。私は、現下の北朝鮮の状況に鑑みると、三項の要件を満たしたということ、発令しておけばいいんじゃないか。問題は、その期間を定められるのかということだと思っております。これも、法律の解釈によつては、相当長い期間を定めるといふことも私は可能なのではないかと思っております。そうした検討はされているんでしょうか、お答えください。

○浜田国務大臣 これは、当然、我々とすれば、国民の命と安全を守るといふのは当然のことです。ありますので、我々とすれば、常にあらゆることについて考えているところでもあります。

○階委員 それでは、これからこういうやり取りをしなくてもいいように、やはり現下の情勢、非

常に、北朝鮮、いつミサイルが飛んでくるか、しかも最近では領土内に飛んでくる可能性も高まってきているということですから、以前のように、三項に基づいて発令して、そしてそれも可能な限り公表するということを是非御検討いただけないでしょうか。

○浜田国務大臣 御指摘の点、重く受け止めて、対応したいと思います。

○階委員 ありがとうございます。

次の質問に移ります。

今日は連合審査なので、法案に触れる前に、安全保障全体についてお話をさせていただきました。法案についても、これからお尋ねしていきたいと思えます。

外務大臣、ここで結構ですので、もしあれでしたら御退室ください。

○塚田委員長 林外務大臣は一旦御退席いただいて結構です。

○階委員 財務大臣、私と同じ岩手で、被災地の出身です。あの東日本大震災のときも、財源確保法というのを作ったんですね。当時、私は政権与党でしたので、この法案の策定にも関わりましたけれども、そのときの法案は、本則だけで百七十二条、条文がありました。今回はたった十四条です。

なおかつ、この十四条の法案で確保される財源のうち、確実に確保されるというものは、来年度以降に回される防衛財源のうち、たしか三・四兆円ぐらいだったと思っております。それ以外は、この間さんさん議論されてきたように、決算剰余

金であるとか、歳出削減であるとか、あるいはまだ決まっていない増税とかということ、この法案が通っても三・四兆円しか確保できないんですよ。これで財源確保法案と果たして言えるのかどうかというのがまずあるわけですね。

少なくとも、もう増税をやると岸田総理も言っているわけですから、あの東日本大震災のときは、本則百七十二条のうち、かなりの条文が増税に関する部分だったんですね。当時の増税は、国民に理解を求めて、震災復興のために国民全体が協力しましょうということ、国民全体の協力を得てこういう法案を成立させたわけですよ。しかし、今回は、それは全く置き去りになったまま、ほとんど、一部の財源しか確保されていない。一部の財源しか確保されないような法案でお茶を濁そうとしている。

こんな十四条の法案では全く役に立たないと思うんですけれども、なぜこのような法案にしたのかということをお尋ねします。

○鈴木国務大臣 あの東日本大震災時の法案の過程ににつきまして、私、そのとき議席を持っておりませんでしたので、詳しく議論の内容は承知しておりませんが、今回のこの財源確保法について申し上げますと、防衛力を抜本的に強化をし、これを安定的に維持していくための財源確保に当たっては、国民の負担、これをできるだけ抑えるべく、あらゆる行財政改革の工夫を行う必要があります。今般の財源確保法案は、これらの財源確保策のうち、主として税外収入についての所要の措置を講じるものであります。具体的には、令和五年度

における特別会計からの繰入金等を規定するとともに、確保した税外収入を令和六年度以降も活用するため、防衛力強化資金を設置するなどの規定を盛り込んでおります。

今回の法案には、階先生御指摘のとおり、税制措置についての規定は盛り込まれておりませんが、これは、税制措置については、昨年末に閣議決定した枠組みの下、その実施時期について、行財政改革を含めた財源調達の見通し、景気や賃上げの動向及びこれらに対する政府の対応を踏まえて、今後判断していくこととされているためでございます。

政府としては、国民の負担をできるだけ抑えるべく、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入の確保といった行財政改革の努力を最大限行つてまいりたいというところであります。

○階委員 さっきも言ったように、令和五年度の防衛財源は既に確保されていて、令和六年度以降の防衛財源をいかに確保するかということが問題になるわけですよ。そうであるとするれば、かつ、行財政改革をやつて、最終的に増税をどうするかということも決めるというのであれば、今この法案を可決する理由はないと思えますよ。なぜ今なんです。なぜ今なのか理解できない。お答えいただけますか。

○鈴木国務大臣 防衛財源の安定的な確保に向けた道筋を示していくためには、現時点で確実に確保できる財源について、先送りすることなく、しっかりと確保する必要がある、そういうふうを考えております。

今なぜこの財源確保法を出すかということについて申し上げますと、税制措置で協力をお願いする前提といたしまして、国民の負担をできる限り抑えるべく政府として最大限の努力を行っていることなどを明確に国民の皆さんにお示しする上で、今の段階でこうした措置が盛り込まれた財源確保法を成立させていただくということは、これは重要なことであると考えております。

○階委員 大臣、矛盾していると思いますよ。不確定要素があるから増税の措置はこの法案には盛り込めないと言いつつ、国民に予測可能性を与えるために今の段階で法案を出すというのは、矛盾していますよ。そもそも、予測可能性、はっきりしないんだから、だったら、はっきりさせてから法案を出して議論すればいいじゃないですか。不確定要素が多過ぎるんですよ。

それで、不確定要素ということであれば、今の議論ではなかったですけども、少子化対策も不確定要素ですよ。これも、一説によると八兆円ぐらい、与党のメニューをやれば必要ではないかと言われているわけですよ。この八兆円の財源もどう確保するのかということもちゃんと考えなくちゃいけないじゃないですか。その八兆円の話も六月以降じゃないと見えないということですから、まあ、八兆円になるかどうかも分かりませんけれども、その少子化対策の予算も含めて財源確保法これを、別に今じゃなくてもいいんじゃないですか、この秋か、来年の通常国会か、そこでしっかりと国民に示して、納得を得て成立させればいいんじゃないでしょうか。その考えじゃ駄目なんでは

ようか。

○鈴木国務大臣 今回の財確法、様々な税外収入を用いる等の工夫をして、それをしっかりとお示ししているわけでありますが、階先生の方からは例えば、税制でお願いする部分について不確定要素が多いのにといいことでもございましたが、税制についてお願いすることにつきましては、その実施期間がまだ定まっていないわけでありまして、閣議決定におきましては、三つの税目において行う、令和九年度に向けて複数年度にわたって実施をする、そういう実施時期以外のものはしっかりとお示しを閣議決定の中でしている、こういうふうに理解をしております。

そして、異次元の少子化対策の財源についても、どういような形で決めていくのかということでもございますが、子供、子育て政策につきましては、担当大臣から、先般、たたき台が示されたところです。今後、このたたき台を踏まえまして、必要な政策強化の内容、予算、財源について総理の下で更に具体的な検討を深めて、六月の骨太の方針までに、将来的な子供、子育て予算倍増に向けた大筋を提示していくものと承知しております。

その上で、恒久的な施策には恒久的な財源が必要であり、子供政策を強力に進めていくために必要な安定財源については、国民各層の理解を得ながら、社会全体での負担の在り方を含めて幅広く検討を進めていくことが重要と考えます。

現時点において、子供政策の財源確保については確定した方針がないというのが今の現状であります。したがって、今後、具体的な進め方につ

きましては、現時点で予断を持つてお答えすることができないわけがございます。

いずれにいたしまして、財源を検討する際には、子供、子育て予算であります。政策強化の内容に応じまして、様々な社会保険との関係、国と地方との役割分担などを踏まえて丁寧に検討を進めていくことが重要である、現時点ではそういうふうに思っております。

○階委員 先ほどの答弁では、なぜ今回増税の部分を法案に盛り込まなかったかということについて、行財政改革の状況を見なくちゃいけないからみたいなお話をされていたと思うんですが、今の答弁をお聞きますと、もう増税は決まっているということをお話しされたと思います。増税は決まっています、あとはタイミングの問題だけなのであれば、法案にそれを盛り込んで、附則で実施時期とかを考えるといいんじゃないでしょうか。いかと思うんですが、それじゃ駄目なんですか。

○鈴木国務大臣 法案の構成の仕方、やり方、これはいろいろあると思うわけでありますが、政府といたしましては、税制でお願いする部分につきましては、年末に閣議決定をしたところに基づきりと定めているということでございます。

○階委員 閣議決定は知っていますよ。閣議決定のとおりやりますと言うんだしたら、それで十分じゃないですか。なぜ、まだ全体像が分からないという中で、しかも今年度の財源はもう確保されている、問題となるのは令和六年度以降の財源であって、今ここで法案を成立させる必要は全くないわけですよ。なぜ今やらなくちゃいけないのか、

全く理解できません。

先ほども言いましたけれども、これから防衛力増強のために五年間で十七・一兆円必要になるというんですけれども、既に令和五年で確保されたのが一・四兆円、この法案で確保されるのが三・四兆円、合わせて四・八兆円。残り十二・三兆円、どうやって確保するのか、全く確実なことは見えていない。もつと確度が高いもの、熟度が高い法案にしてから国会に出して議論していただくというのがあるべき民主主義のやり方ではないですか。国会を軽視していませんか。こんなごくごく一部三・四兆円のために、なぜ今不要不急の法案を急がなくちゃいけないのか、説明してください。

○鈴木国務大臣 繰り返しになりましたが恐縮でございますが、防衛財源の安定的な確保に向けた道筋を示していくためには、現時点で確実に確保できる財源について先送りすることなくしっかり確保する必要があります、そういうふうに考えています。これは、税制措置で協力をお願いする前提として、国民の負担をできる限り抑えるべく、政府として最大限の努力を行っていることを明確にお示しする上で非常に重要なことである、そういうふうに考えております。

○階委員 閣議決定はされているわけですよ。閣議決定されているのじゃ足りないということになるんでしょうか。それほど、自分たちの内閣だけではどうなるか分からないから、三・四兆円だけ取りあえず通しましょうというのは、何か余りにもちよつと自信がなさ過ぎるような気がしますし、また、私たちとしては、この三・四兆円を確

保する、それすらも急ぐ必要はないんじゃないかというふうに思っているんですよ。

この三・四兆円をなぜ今確保しなくちゃいけないのか。わざわざ資金というものをつくって、今まで基金みたいなものに置いていたものを資金に移すと。基金から資金に移してもお金を使わないことには変わりないわけですよ。何の意味があるんですか。形だけじゃないですか。そんな形だけのために、なぜこんな法案を、こんなたくさんの人を、忙しい中、集めて連合審査までして、このタイミングで通さなくちゃいけないんじゃないですか。

繰り返しになりますけれども、いいですか、閣議決定はされていて全体像を示している、それとそれとおりやるというんだったら、自信を持ってそれでいいじゃないですか。三・四兆円すら今通す必要もない、そういう中で、三・四兆円を確保するための法案の成立を急ぐ意味も全くないと思いますよ。その点についてお答えください。

○鈴木国務大臣 先ほど答弁させていただきましたところで、現時点で確実に確保できる財源については先送りすることなくしっかり確保する必要があります、それが我々の考えであるわけでありまして、今回の法律を出しませんと、例えば外為特会からの防衛予算に充てる分、それは確保できないわけでございますので、今回の法律を出させていただけ、通させていただくことができるならば、そういうことで、現時点で確実に確保できる財源について先送りすることなくしっかりと確保することができ、そういうふうに考えているところで

あります。

○階委員 外為特会のお話をされましたけれども、理由になつていないと思いますよ。外為特会の剰余金は今までも使ってきましたけれども、別に、令和六年度以降の防衛財源に使うのであれば、今通す必要はないんですよ。来年の通常国会で通せば十分なんですよ。来年の通常国会の予算に組み込めば十分なんですよ。なぜ令和六年度以降の防衛財源に充てるために先取りして外為の剰余金を使わなくちゃいけないのか。今の説明は全く違うと思います。必要はないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○鈴木国務大臣 外為特会のことですと、例外的に今回、進行年度であります令和五年度の上振れ部分等について、これを使わせていただく、それを資金の方に繰り入れるということでありまして、これはこの法律がなければそれができない。今確保できるものを確実に確保するという観点から、我々としてはこの法律が必要である、そういうふうに思っているところでございます。

繰り返しになって恐縮でありますけれども、税制措置で協力をお願いする前提といたしまして、国民の御負担をできる限り抑えるべく、政府として最大限の努力を行っていることを明確にお示しをするということの上でこの法律を出させていただくということは非常に重要なことであると考えるところであります。

○階委員 時間が来ましたので終わりますけれども、今日の議論を踏まえても、全くこの法案、合理的にあり得ない法案だと思えました。引き続き、

同僚議員とともに問題点、しっかり追及していきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひします。終わります。